

# 桐朋学園大学利益相反ポリシー

令和4年7月5日制定

## 1. 目的

桐朋学園大学（以下「本学」という。）は、「音楽教育による社会貢献」を建学の精神の1つに掲げ、社会との連携を図りながら教育活動を行ってきた。近年は、産学官連携活動による大学の研究成果の社会還元への期待が高まりから、利益相反の問題が注目されるようになっている。

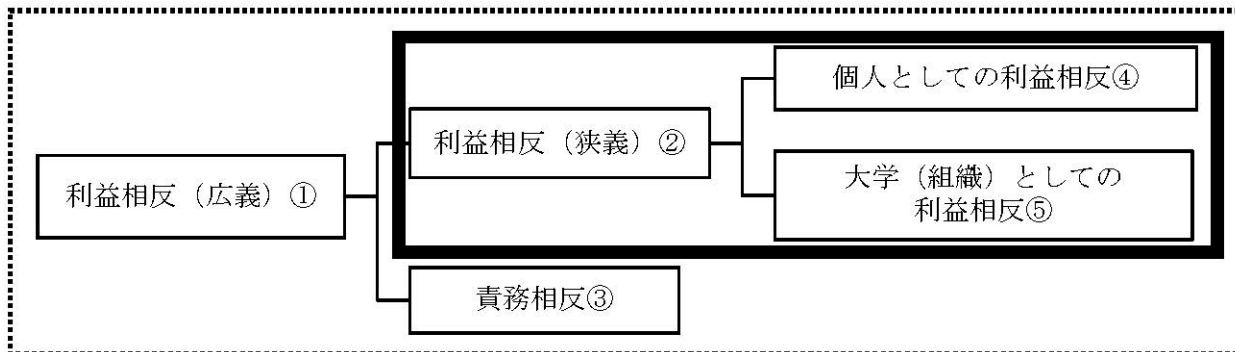
本ポリシーの目的は、本学が産学官連携活動を推進するにあたり、教育や研究への信頼が損なわれないよう、また、教職員等が利益相反の特徴を明確に理解した上で、安心してこれら活動に取り組める環境を整備することにある。

## 2. 利益相反の定義

本学では、利益相反を「教職員等が産学官連携活動によって得る個人的利益や社会的責任が本学における教育・研究上の責任と相反している状態」と定義する。これは文部科学省が示した概念によれば「狭義の利益相反」と考えることができる。

なお、責務相反は、主に、兼業活動を対象としているが、本学では、業務の遂行に支障がない場合を除き、就業規則第6条において兼業を原則禁止としており、責務相反が生じる恐れがある場合には兼業を許可しないこととしていることから、責務相反については、本ポリシーの対象としない。

文部科学省：利益相反ワーキンググループ報告書（平成14年11月1日）より



- ① 広義の利益相反：狭義の利益相反（②）と責務相反（③）の双方を含む概念。
- ② 狭義の利益相反：教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態。
- ③ 責務相反：教職員等が兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業に対する職務遂行責任が両立しえない状態。
- ④ 個人としての利益相反：狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益と教職員等個人の大学における責任との相反。
- ⑤ 大学（組織）としての利益相反：狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益と大学組織の社会的責任との相反。

## 3. 基本方針

- (1) 本学の利益相反マネジメントは、教職員等の産学官連携活動を制約するものではなく、教職員等の自主的な活動を最大限尊重し、未然にトラブルから保護するものである。

(2) 本学は、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組めるよう、教職員等の表現の自由及び学問の自由に配慮しつつ、利益相反マネジメント体制を構築し、利益相反を適切に管理する。

(3) 適切なマネジメントと情報開示により、産学官連携の透明性を確保し、本学に対する社会からの信頼を維持する。

#### 4. 利益相反マネジメントの対象者

本ポリシーにおける、利益相反マネジメントの対象者は、本学の専任教職員とする。また、本学の専任教職員以外の教職員等に対しても、必要がある場合には本ポリシーの適用を求めるものとする。

#### 5. 利益相反マネジメントの基準

産学官連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を適切に管理する基本的な指針として、以下の2点を利益相反マネジメントの基準とする。

(1) 教職員等が、本学の職務遂行よりも、個人的な利益を優先させていると対外的に判断される恐れのある場合（個人としての利益相反）。

(2) 本学の社会的責任に対し、公正性の観点から、産学官連携活動による利益を優先させていると対外的に判断される恐れのある場合（大学（組織）としての利益相反）。

#### 6. 利益相反マネジメント体制

本学は、産学官連携活動を公正に推進するため、利益相反に関する対処方法及び措置については、「利益相反マネジメント委員会」にて審議する。学内の利益相反マネジメントに関する、指導及び類似事例の情報提供を行うため、必要に応じて「利益相反相談員」を置くこととする。また、利益相反に関する相談窓口を事務局に設置する。

#### 7. 教職員への啓発活動

本学は、利益相反に関する意識の向上を図るため、教職員等に対して、利益相反に関する考え方、マネジメント体制、手続等について周知するとともに利益相反問題発生の防止及び適正な対処の仕方について、啓発活動を実施する。

#### 8. 情報公開

本学は、公正な産学官連携活動の推進を行い、社会に対する説明責任を果たすとともに社会的信頼性を確保するため、個人情報に配慮した上で、可能な限り情報を公開し、利益相反マネジメントの取組みについて透明性の確保に努めるものとする。

#### 9. 利益相反ポリシーの見直し等

利益相反ポリシーは、利益相反の個別具体的な事例を収集・分析した上で、その措置を反映するため、随時見直しを行う。また、利益相反ポリシーに定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。